

取引基本契約書



松尾電機株式会社（以下甲という）と、プランゼージャパン株式会社（以下乙という）とは、甲と乙との間に締結される材料の売買に関する契約に必要な基本事項について、次の通り契約を締結する。

第1章 契 約

第1条 原則

甲及び乙は、相互利益の尊重の理念に基づき誠実に取引を行うことを目的とする。

第2条 取引基本契約と個別契約

1. この基本契約に規定する内容は、特約のないかぎり、この契約に基づく甲乙間のすべての個々の取引（以下個別契約という）について適用されるものとする。
2. 甲及び乙は、この契約条項のほか甲が提出する注文書に定める事項、及び甲が定める取引手続ならびに仕様書、図面、規格などに従い契約を履行するものとする。
3. 甲及び乙は個別契約においてこの契約に定める条項の一部の適用を排除し、又はこの契約と異なる事項を定める事ができるものとする。

第3条 個別契約の成立

1. 個別契約は、甲よりの注文内容の詳細を記入した所定の注文書と図面、仕様書、規格などによる申し込みに対し、
 - (1) 乙が甲あてに注文請書を提出するか
 - (2) 申込後5営業日以内に、乙から受託拒否の申し出をしないときに成立するものとする。
2. 乙は、前項（2）の期間経過後は受託を拒否できない。又、甲は都合により、この期間内に前項の申込を撤回できるものとする。

第4条 個別契約の変更

1. 甲は、必要により乙と協議の上、前条により成立した個別契約の一部又は全部を変更又は解除することができる。
2. 甲は前項による個別契約の変更を行う場合は、甲が文書によりこれを行う。
3. 甲は、甲の責に帰すべき事由に基づく個別契約の変更又は解除により、乙が損害を被った場合、乙の申出により乙の損害を補償する。補償の額は甲乙協議して定めるものとする。

第2章 届 出

第5条 届出義務

1. 乙は甲との取引開始に当たり、次の各号のほか甲が必要とする要求事項を、甲の定める様式により届出るものとする。
 - (1) 経歴書
 - (2) 商業登記簿謄本
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 取引代金受領に関する依頼書(代金受領印届及び振込支払承諾書を含む)
 - (5) 取引先調査表
2. 乙は前項により届出た内容に変更が生じた場合は速やかに甲に届出るものとする。

3. 乙は第43条の(ハ)より(リ)に至る各号の一つに該当する事項、その他乙の事業の状態に著しい変動を来たすおそれのあるとき、又は来したときは遅滞なく甲へ通知しなければならない。

第3章 価 格

第6条 納入価格及び見積書

1. 納入品の価格は甲乙協議の上決定する。
2. 乙は甲の依頼により、見積書を提出するものとする。また甲の要求あるとき、指示された様式区分、内容に従って見積価格にかかわる内訳を速やかに提出するものとする。
3. 乙は見積りに際して、談合その他不正を行ってはならない。

第4章 納 入

第7条 納期

納期とは、個別契約による注文品（以下目的物という）を甲の指定する場所へ納入する期間又は期日をいう。

第8条 納期の変更

1. 乙は納期前に目的物を納入しようとするときは、予め甲の承諾を得なければならない。
2. 乙は納期までに目的物を納入することができないと認めたときには、事前にすみやかにその理由および納入予定などを甲に申し出て甲の指示を受けなければならない。
3. 甲は乙の責に帰す事由により、納期までに目的物が納入されずその結果により甲が損害を被った場合乙に対し損害賠償の請求をすることが出来る。

第9条 納入

乙は目的物の納入に際し、甲の納入手続に従い、甲の指定する場所へ納入するものとする。

第10条 分割納入

乙は、甲の承諾を得て分割納入することができる。

第11条 納入用書類の添付

乙は、目的物の納入に際し、契約及び仕様書に目的物の納入とともに提出するものと指示してある図面、仕様書、取扱説明書、検査成績書、分析表、予備品等は甲の承諾のないかぎり、目的物の納入と同時に甲に提出しなければならない。

第12条 延滞償金

甲は、必要と認めるとき、個別契約にあたり延滞償金付きの特約事項を付すことができる。

第13条 所有権の移転

目的物の所有権は、目的物が甲の指定する場所に到着し、甲が検収を終えた時点をもって、乙から甲に移転するものとする。

第5章 検 査

第14条 出荷検査

1. 乙は、納入する目的物に対し、不良品の流出防止と信頼性の確保を目的として基準を定め出荷検査を実施するものとする。
2. 甲は、必要により、乙に対して全数選別検査を行うことを要求することができる。

第15条 受入検査

1. 甲は、受入れた目的物をすみやかに検査すると共に、合否の結果を証する書面を乙に交付する。
2. 検査の方法、合否の基準など検査に関する事項は甲の定めるところによる。
3. 検査の過程において、目的物に生じた毀損などの損害は、甲の責に帰することの明らかな場合を除き乙の負担とする。

第16条 不合格の場合の処置

1. 乙は、受入検査の結果、不合格となった目的物について、甲の指定する期間内に代品を納入するか、又は無償で手直ししなければならない。ただし別に甲の指示があるときはそれに従うものとする。
2. 前項による代品の納入手続きは、この契約に定める納入手続きに準ずるものとする。

第17条 立入検査

甲、又は甲の代理人及び甲の顧客は、甲の事前の申し入れにより乙の目的物の品質異常の調査を目的に乙の検査工程、製造工程等関連工程に対し立入検査を実施することが出来る。
乙は、甲の申し出を承諾し、立入検査に協力しなければならない。

第18条 特別採用

1. 甲は、受入検査の結果不合格となった目的物につき、その事由が些細な不備に基づくものであり、甲の工夫により使用可能で、かつ代品又は修理提供を求めるとまがないと認めたときは、契約価格を減額してこれを引取ることがある。
2. 前項の減額については、甲乙協議の上定める。

第19条 不合格品及び過納品

1. 乙は、受入検査の結果、目的物について、不合格および過納品が生じた場合、甲より通知を受けた日より10営業日以内に乙の負担において、これを引取らなければならない。ただし甲の特別採用および過納品買取りの場合はこの限りでない。
2. 乙が前項の期間内に、不合格品及び過納品を引取らない場合は、甲はこれを乙に返送することができる。この場合運賃その他返送に要する一切の費用は乙の負担とする。
3. 甲が第1項の期間を過ぎてのち、不合格品及び過納品を保管する間に、これらの一部又は全部が滅失、毀損、変質したとき、その損害は甲の責に帰する事由によるものを除き、乙の負担とする。

第20条 随時検査

甲は、必要により、乙の事業所において乙が目的物の製作に使用する材料、部品、治工具、器具、設備などにつき、又、当該目的物を製作、加工する中間の状態についても随時検査することができるものとする。

第6章 支 払

第21条 買掛計上

1. 甲は、第13条の所有権の移転がなされた時点で当該目的物の金額を甲の当月の買掛金高に計上する。
2. 甲は前項の買掛計上について、毎月一回の締切日を設ける。

第22条 支払

買掛金の支払は、別に定めるところにより、毎月、定めた支払日にこれをおこなう。

第23条 代金受領

乙は、支払代金を受領する場合、予め第2章により届出した印鑑を押した受領証を提出するものとする。ただし、甲が乙の第2章の届出により承諾した金融機関に振込支払を行なう場合は、受領証の提出を省略することができる。

第24条 相殺

1. 甲の乙に対する売却代金など、乙より支払いを受けるべき甲の金銭債権については、甲は当該債権が発生しこれを債権勘定に計上した都度、乙に対して有する支払い債務の相当額をもって相殺することができる。
2. 前項の相殺に当たり、その都度相殺額について相互の受領証を交換することを原則とするが、甲がその明細を乙に通知することによって相互の受領書を省略することができる。

第7章 図面、仕様書など

第25条 図面、仕様書などの管理

1. 乙は、甲より貸与された図面、仕様書、規定、規格など（以下貸与書類という）については、善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、甲に対し一切の責任を負い、貸与目的完了後または甲が指示したときは直ちに返却するものとする。
2. 乙は、甲からの貸与書類を個別契約による目的以外に使用してはならない。
3. 乙は、事前の甲の承諾を得ない限り貸与書類を複写してはならない。
4. 乙は、事前に文書による甲の承諾を得ない限り貸与書類を第三者に閲覧、貸与、提供などをしてはならない。又甲の承諾を得て貸与書類を複写したものも同じとする。
5. 乙は、貸与書類を滅失、毀損し、これにより甲に損害を与えたときは甲の損害を賠償するものとする。

第8章 品質保証

第26条 品質保証

乙は、甲の発注に関わる目的物の品質維持に努め、別に甲の定める品質保証協定書に基づく品質管理体制を確立するものとする。

第27条 瑕疵担保

1. 乙より甲へ所有権が移転したのち一年以内に当該目的物に乙の責に帰すると判断される事故が生じた場合は、受入検査の合否の如何を問わず、別途、定めのない限り、乙は、その負担において甲の指定する期限内に修理又は交換を行うものとする。ただし、甲乙いずれかの責によるか不明な場合は甲乙協議して定める。
2. 乙は、甲の指定する期限内に修理又は交換のできないものについては、当該目的物の代金を速やかに甲に返還するものとする。又、甲は修理又は交換のほか、甲の被った損害につき乙に対し損害賠償の請求をすることができる。
3. 第1項の期間経過後といえども、目的物に乙の責に帰すべき事由による瑕疵が発見された場合、乙はその処置について甲の指示に従うものとする。
又、乙はその瑕疵により生じた甲の損害の賠償について誠意をもって協議に応じるものとする。

第9章 一般事項

第28条 危険負担

所有権が甲に移転するまでに、目的物の全部又は一部が滅失毀損あるいは変質したときの危険負担は、別に定める場合を除き次によるものとする。

(イ) 甲の責に帰すべき事由によるときは甲の負担

(ロ) その他の事由によるときは乙の負担

第29条 製作、販売の禁止

乙は、甲の文書による承諾を得た場合を除き、第三者に対し甲の図面、仕様による製品及び類似品の製作販売を行ってはならない。

第30条 直接交渉の禁止

乙は、甲の指示のない限り目的物に関して、甲の客先と直接交渉を行ってはならない。

第31条 秘密保持

1. 甲及び乙は、相互に、取引基本契約及び個別契約により知り得た相手方の業務上の秘密事項は、相手方の文書による承諾を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
2. 甲及び乙は、個別契約の履行の過程で知り得た甲乙相互の技術に関する情報（仕様、規格、製作方法等のノウハウ等）を秘密情報として取扱、個別契約の履行目的のためにのみ使用するものとし、相手方の文書による承諾を得ることなく第三者に漏洩してはならない。
3. この秘密保持に関する条項の有効期限は、契約の有効期間中は勿論、その終了後も継続するものとする。

第32条 知的所有権

1. 乙は、甲の提案したアイデア・図面・仕様書・及び製作方法等による目的物に関連し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的所有権の申請を行う場合は、事前にその旨を甲に申し出て文書による承諾を得なければならないものとする。
2. 前項による知的所有権の帰属については、甲乙協議して定めるものとする。
3. 乙は、その責に帰する事由により、目的物について第三者との間に知的所有権上の権利侵害などの紛争が生じたときは、乙は乙の負担においてその一切を処理し、甲に累をおよぼさないものとする。

第33条 事業所の立ち入り

1. 甲は、必要に応じ目的物に関し、乙の了解を得て、乙の事業所に立ち入り、工場設備、生産管理、品質保証等の実態を調査することができ、乙はこれに協力するものとする。
2. 甲は、個別契約に関連して乙の事業所に立ち入る場合は、立ち入る事業所の諸規則を遵守し、安全と秩序の維持に協力しなければならない。

第34条 資料の提出

甲は、必要に応じ目的物に関し、生産管理、品質保証等の資料の提出を要求することができ、乙は、これに協力するものとする。

第35条 製造物責任

1. 乙は、目的物に関連し、第三者の生命、身体、または財産に損害が生じることがないように、設計、原材料調達、製造、検査等を行うにあたり、その安全性、信頼性及び品質を確保するよう十分な対策を講じるものとする。
2. 乙は、目的物またはそれを使用した甲の製品に起因して第三者の生命、身体または財産に生じた損害に関連して、甲が当該目的物の甲への納入後11年以内に目的物の設計、製造、安全性評価及び品質管理に係わる技術資料、データ、規定等の提供を求めた場合、速やかにこれに応じるものとする。
3. 乙は、目的物またはそれを使用した甲の製品に起因して第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、甲から要請された場合、その損害発生の原因究明に関し甲に協力するものとする。
4. 前項のほか、乙は目的物の欠陥により第三者の生命、身体、又は財産に損害が生じ、又は、そのおそれがあると認めた場合には、直ちに甲に通知する。
この場合、甲及び乙は、協議の上欠陥の除去、及び損害発生の防止のため適切な措置を講じるものとする。

5. 乙は目的物に関連し、第15条による甲の検査の合否の如何を問わず、乙の責に帰すべき事由により第三者の生命、身体、財産などに危害又は損害を及ぼしたとき、あるいは第三者との間に紛争を生じたときは、乙の責任においてその解決にあたり甲に累をおよぼさないものとする。
6. 前項の場合、第三者に対する損害賠償義務は最終的に乙がこれを負うものとし、甲が第三者との関係で賠償をなした場合は、乙は甲に対してその額の求償に応じるものとする。
7. 甲は、目的物の欠陥により、第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、又は損害発生を防止するために必要な措置を講じた場合、そのために甲が蒙った損害及び費用の賠償を瑕疵担保期間終了後といえども乙に請求することができる。
ただし、当該欠陥が甲に帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第36条 再委託

乙は、甲の承諾を得て、個別契約の目的物を第三者に製作、加工、修理を委託した場合といえども、本契約及び個別契約に基づく乙の履行義務は免れないものとする。

第37条 権利義務の譲渡

甲及び乙は、相互に相手方の書面による承諾を得ないかぎりこの基本契約又は個別契約により生ずる一切の権利及び義務、（債権、債務を含む）の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第38条 指導

甲は必要により乙に対し、製造委託にかかわる目的物の製作技術、品質、納期管理、並びに設備改善、安全管理などについて指示又は指導することができ、乙はこれに誠意をもって対応するものとする。

第39条 法令等の遵守

1. 乙は、個別契約の履行に際し、法令等を遵守し、公正かつ適正な履行をするものとする。
2. 甲が個別契約の目的物に関し、法令等を遵守するために必要な報告または資料の提供を求めた場合は、乙はすみやかにこれに応ずるものとする。

第40条 社会的責任

乙は以下の社会的責任について、自主的に取り組むものとする。

1. 人権・労働

- (1) 強制的な労働、非人道的な取扱い、児童労働及び差別の禁止
- (2) 少なくとも法定最低賃金を支払い、不当な賃金の減額を行わない
- (3) 法定限度を超えないよう、労働時間・休日・休暇を適切に管理する
- (4) 従業員の団結権を尊重する

2. 安全衛生

- (1) 機械装置、施設に安全対策を講じる
- (2) 職場の安全リスクを評価し、安全を確保する
- (3) 職場での有害な化学物質、騒音及び悪臭等の状況を把握し、適切な対策を講じる
- (4) 労働災害・労働疾病に適切な対策を講じる
- (5) 災害、事故等の緊急時対応策を準備し、周知徹底する
- (6) 従業員に提供される施設の安全衛生を適切に確保する
- (7) 従業員の健康管理、身体的負担になる作業について配慮する

3. 環境

- (1) 製品に含有する化学物質、製造工程で用いる化学物質を管理する
- (2) 環境マネジメントシステムを構築し、運用する
- (3) 環境への影響を最小にする
- (4) 所在国の法令等に従い、必要とされる許認可を受ける
- (5) 継続的に資源、エネルギーを有効活用する
- (6) 温室効果ガス、廃棄物の削減
- (7) 環境保全に関する取組を開示する

4. 公正取引・倫理

- (1) 汚職、賄賂、優越的地位濫用、不適切な利益授受及び競争制限的行為の禁止
- (2) 正確な製品情報を提供する
- (3) 他社の知的財産権を侵害しない
- (4) 輸出の適切な管理
- (5) ステークホルダーに対して積極的に情報を公開する
- (6) 不正行為を予防し、早期に発見する制度を整える

5. 品質・安全性

- (1) 製品の安全性を確保する
- (2) 品質マネジメントシステムを構築し、運用する

6. 情報セキュリティ

- (1) コンピュータネットワーク脅威への防御策を講じる
- (2) 個人情報、顧客等の機密情報漏洩防止策を講じる

7. 社会貢献

- (1) 社会・地域へ積極的に貢献する

第41条 解約

甲及び乙は、3ヶ月の予告期間をもって、書面により、この取引基本契約を解除することができる。

第42条 個別契約の効力

この取引基本契約が解除又は期間の満了により効力を失った場合においても、現に存在する個別契約については、この取引基本契約書の効力は、当該個別契約が終了するまで存続するものとする。

第43条 契約の解除

1. 甲及び乙は相手方に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは何等の催告その他の手続を要せず直ちに取引基本契約及び個別契約の一部又は全部を解除することができるものとする。この場合必要とするときは、解除の効力を将来に向かってのみ生ぜしめることができる。

- (イ) この基本契約又は個別契約の取り決めに違反し、相手方から相当の期間を定めて書面でその是正を勧告されたにもかかわらず、当該期間内にその是正をしないとき。
- (ロ) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められる合理的な理由があるとき。
- (ハ) 災害その他止むをえぬ事由により契約の履行が困難と認めたとき。
- (ニ) 監督官庁より営業取消、停止などの処分を受けたとき。
- (ホ) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
- (ヘ) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行などを受けたとき。
- (ト) 破産の申立て、商法上の整理、和議の申立て、会社更正法手続開始決定などの原因となる事実の生じたとき。
- (フ) 解散を決議し、又は他の会社と合併したとき。
- (リ) 財産状態が悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

2. 前項に定める契約の解除は、甲及び乙の相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第44条 契約解除時の措置

乙は契約が解除された場合、直ちに下記事項を履行し、かつこれに同意するものとする。

- (1) 乙は、貸与書類など甲の所有にかかわる一切につき直ちに返還するものとし、返還が完了するまで善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

- (2) 乙は個別契約による納入前の目的物（仕掛品を含む）について、甲から納入の申入れを受けたとき、遅滞なく甲に目的物（添付加工した物件を含む以下同じ）を納入するものとする。

甲は納入された目的物について、出来高に応じ甲乙協議して算定した金額を乙に支払うものとする。ただしすでに支払済みの前払金、又は損害金など甲が乙から支払いを受けるべき債権がある場合は、算定金額より控除する。

- (3) 乙は前項により目的物を甲に納入するとき、乙所有の材料、機器、図面、治工具などにつき、甲が目的物の完成に必要なときは、甲に譲渡もしくは貸与するものとする。譲渡価格もしくは貸与料については、甲乙協議して定める。

第45条 協議事項

甲および乙は、この取引基本契約及び個別契約に関する解釈上の疑義、又は定めのない事項については、商慣習によるほか、信義誠実の精神に基づき、別途協議して解決するものとする。

第46条 管轄裁判所

取引基本契約および個別契約に関する一切の紛争については、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第47条 契約の適用

この基本契約は、これが締結前より存する個別契約にも適用されるものとする。

第48条 有効期間

1. この基本契約の有効期間は、本契約の締結日より起算し、満1年間とする。ただし期間満了の3ヶ月前迄甲乙何れかの一方から文書による異議申出のないときは、本契約と同一条件で、さらに1ヶ年間継続されるものとし、その後もこの例によるものとする。
2. 本契約の成立を証するため本書二通を作成し、甲乙記名捺印の上各々一通を保有する。

2010年03月31日

甲 住所 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

松尾電機株式会社

常務取締役 執行役員

調達部門長 井上 勇



乙 住所 東京都港区赤坂2丁目17番22号

プランゼージャパン株式会社

代表取締役 土屋 雅

